

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都台東区長

公表日

令和8年9月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び台東区介護保険条例等に基づく、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要支援・要介護認定及び保険給付などに関する事務 <事務内容> ・被保険者の資格管理…住民基本台帳の情報に基づき、転入・年齢到達などによる資格の取得及び死亡・転出などによる資格の喪失の管理や被保険者証の交付を行う ・保険料の賦課徴収…被保険者及びその世帯構成員の所得情報に基づき、保険料を賦課し徴収する ・要支援・要介護認定…被保険者などの申請に基づき、要介護認定の調査を行い、要支援・要介護状態区分を認定する ・保険給付…介護保険サービスの受給者に対して保険給付を行う ・各種申請…窓口や郵送により書類を受領するほか、マイナポータルを通じて利用できる「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」で受領する
③システムの名称	介護保険システム、滞納管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル、滞納者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下「命令」という。）第2条の表2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 【情報照会の根拠】 ・命令第2条の表131、132の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	台東区 福祉部介護保険課庶務・計画担当 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1257
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスを発生させない措置として、介護保険システム活用時に、正当なアクセス権を有する者であるかを識別し適切なアクセス制御を行っている。 また、特定個人情報が適切に取り扱われるよう、事務取扱担当者等に対する研修等を行い、法令・内部規定等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システムへのアクセスが可能な職員は、職員番号と静脈認証によるアクセスに限定しており、アクセス権限を付与する職員の名簿を年度ごとに更新することで、適切な権限の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<ぴったりサービス> マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	・各種申請…窓口や郵送により書類を受領するほか、マイナポータルを通じて利用できる「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」で受領する	事前	サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムの導入に伴う変更
令和8年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	サービス検索・電子申請機能	サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムの導入に伴う変更
令和8年9月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点	令和8年9月28日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更
令和8年9月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和8年2月27日 時点	令和8年9月28日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更